

岡山市中学校文化連盟補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市の中学校及び義務教育学校（後期課程）における芸術文化活動の健全な発展を図るとともに情操豊かな生徒を育成するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 中学校及び義務教育学校（後期課程）の芸術文化に関する合同発表会等
- (2) 岡山市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒の全日本吹奏楽コンクール(中国大会, 全国大会の県外大会)及び全日本アンサンブルコンテスト(中国大会, 全国大会の県外大会)への出場

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市中学校文化連盟（以下「中学校文化連盟」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当って対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 中学校及び義務教育学校（後期課程）の芸術文化に関する合同発表会等
 - ア 会場使用料（冷暖房費，付属設備使用料等を含む）
 - イ 消耗品費（看板等）
 - ウ 印刷製本費（ポスター・パンフレット等）
- (2) 岡山市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒の全日本吹奏楽コンクール(中国大会, 全国大会の県外大会)及び全日本アンサンブルコンテスト(中国大会, 全国大会の県外大会)への出場

ア 交通費

イ 宿泊費

(補助金額)

第6条 補助金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 中学校及び義務教育学校（後期課程）の芸術文化に関する合同発表会等
予算の範囲内で補助対象経費の2分の1とする。

(2) 岡山市立中学校及び義務教育学校（後期課程）に在籍する生徒の全日本吹奏楽コンクール(中国大会, 全国大会の県外大会)及び全日本アンサンブルコンテスト(中国大会, 全国大会の県外大会)への出場

補助金額は予算の範囲内で、大会要項等に基づく登録人員以内の生徒の実人数を基礎とし、次の各号により算定するものとする。

ア 交通費（学割を適用）は、岡山駅から宿泊地の最寄りのＪＲ駅までとし、岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和３６年市条例第１９号）の例により算出した額の2分の1以内とする。ただし、貸切バスを使用する場合は、実費の2分の1以内とする。

イ 宿泊費は、実費の2分の1以内（上限を一泊８，０００円までとする。）とし、宿泊数は２泊以内とする。

ウ 補助金限度額は、一人あたり１０，０００円とする。

(交付申請)

第7条 中学校文化連盟は、規則第5条で定める補助金等交付申請書（規則様式第1号。）に次の各号に掲げる書類を添えて、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出すること。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前年度決算書

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 教育委員会は、補助金の交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、交

付決定を行う。

2 教育委員会は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、速やかにその旨を中学校文化連盟に通知する。

(交付通知)

第9条 教育委員会は交付の決定をしたときは、速やかに補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により、中学校文化連盟に通知する。

(実績報告)

第10条 中学校文化連盟は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書（規則様式第5号）に次に定める書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 教育委員会は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査し、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときを除き、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書（規則様式第6号）により、中学校文化連盟に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業が完了した後に交付する。ただし、教育委員会が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 中学校文化連盟は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（規則様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 教育委員会は、中学校文化連盟が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 前各号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は教育委員会の指示・命令に従わなかったとき

(補助金の返還)

第14条 教育委員会は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その全部又は一部について、中学校文化連盟に対し補助金等返還命令書（規則様式第8号）により期限を定めて返還を命ずる。

2 教育委員会は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときにおいても、前項の規定の例によりその返還を命ずる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月11日から施行する。